

愛媛県観光集客力向上支援事業の概要

1 事業の目的

県内の魅力ある地域資源を活用した、持続的な観光客の増加に寄与する新たな取組みに必要な経費について補助することにより、本県の一層の観光振興を図り、地域経済の活性化につなげる。

2 補助対象者

観光事業者（宿泊業者、観光施設所有者又は管理運営者、運輸業者、旅行業者等）、観光関係団体（観光事業者を主な構成員とする団体）又は観光事業者のグループ等（個人は除く）

ただし、県が構成員（オブザーバーを除く）となっている団体、市町及び市町のみで構成される団体を除く。

3 補助対象事業

県内の地域資源を活用し、新たな観光資源の創出やインバウンドの観光需要に対応できる環境整備を行う事業を補助対象とする。なお、同一の事業について、連続する複数の年度にわたって補助対象とすることもできるが、毎年度事業評価審査会等における審査のうえ、補助対象事業として決定される必要がある。

4 支援要件

- ・国及び県の他の補助事業の交付決定を受けていない事業であること。
ただし、交付決定を受けた事業であっても、交付対象となっていない個別事業については、本支援の対象として申請することができる。
- ・公共性（当該補助事業が呼び水となって周辺あるいは関係事業者が恩恵を受けると認められるもの）が認められる事業であること。
- ・原則として、愛媛県内において実施すること。
- ・原則として、事業開始年度の翌年度から5年間は補助対象となった事業を行うこと。
なお、複数年度にわたって同一の事業を補助対象とした場合には、最終交付年の翌年度から5年間は事業を実施すること。

5 補助率

補助対象経費の1/2以内

6 補助限度額

インバウンド受入環境整備事業：最大10,000千円、左記以外：最大5,000千円

なお、複数年度にわたって同一の事業を補助対象とする場合には、補助金額の合計は補助限度額以内とする。

7 申請期間

令和6年3月26日（火）から4月30日（火）（必着）

8 補助対象事業の決定

事業評価審査会において、事業計画の内容等を審査（支援申込者へのヒアリングを含む）のうえ、知事が決定する。ただし、支援申込者が多数となった場合は、事業評価審査会に先立ち書面審査を実施し、事業評価審査会の審査対象者を選定する。

なお、支援対象となる事業に係る補助金額の合計が予算の範囲を超える場合、令和4年度及び令和5年度に当該事業の補助金の交付を受けていない者の事業を優先する。

事業評価審査会の審査を受けるには、支援申込書（様式1号）に市町長の意見書（様式2号）を添えて提出すること。